

津山市教育振興基本計画

“つなぐ力を育む”



平成24年2月

津山市教育委員会

ごあいさつ

津山市では、これまで、地域に根ざし、地域の絆に支えられた学校づくりをすすめ、知・徳・体の調和のとれた子どもたちの育成を目指して、諸施策を推進してきました。また、市民一人ひとりが豊かな人生をおくることができるよう、社会教育施設を整備し、生涯学習を進めてきました。

21 世紀を迎えた今日、社会が成熟する中で、グローバル化、高度情報化、産業経済の構造変化が急速に進み、今後、知識基盤社会の本格的な到来等、社会の著しい変化が予想されます。現在、少子高齢化、経済格差の拡大、家族の変容等の教育を取り巻く状況が大きく変化し、不登校・暴力行為・いじめ等の問題や、家庭や地域社会の教育力の低下等の様々な教育課題の解決や、子どもたちの学力の向上や学習習慣の定着が求められる状況となっています。

このような中、津山市の教育の現状と課題を分析し、将来のあるべき姿をしっかりと見据えた教育理念の下で、計画的に教育施策を推進する必要があることから、「津山市教育振興基本計画検討委員会」を設置し、10 名の検討委員により計画の策定に向けて熱心にかつ丁寧に検討が重ねられました。この委員会から提案書を受け、この度、今後 10 年間を見通し、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画期間とする、津山市教育振興の総合的な基本計画である「津山市教育振興基本計画 “つなぐ力を育む”」を策定いたしました。

この計画では、「つなぐ力を育む～あなたとわたし、学校・家庭・地域、そして世代を超えて～」を基本理念に、「個の確立とつなぐ力を育む」、「身近な人々のつなぐ力を育む」、「過去から現在、未来へつなぐ力を育む」を基本目標の 3 本柱として、学校教育や社会教育、生涯学習、スポーツ、文化などの 8 領域、25 項目にわたって、施策の方向性や主な取組を明らかにし、重点取組を掲げています。

計画の実現に向けて、中長期的視点に立ち、関係部局とも連携しながら全力を挙げて取り組んでまいります。直面する様々な教育課題の解決のためには、学校はもとより、家庭、地域社会の力が不可欠です。

市民の皆様におかれましては、私たちの津山の未来を、私たち自身で切り拓いていくとの思いで、ともに津山市の教育を創造していただくよう、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画を策定するにあたり、大変ご尽力いただきました津山市教育振興基本計画検討委員会委員の皆様、ご意見・ご提言をお寄せいただきました教育関係団体や、市民の皆様各位に対し、心から感謝を申しあげ、ごあいさつといたします。

平成 24 年 2 月

津山市教育委員会
教育長 田村芳倫

目 次

序 章 津山市教育振興基本計画の策定について	1
------------------------	---

第1章 津山市の教育の姿 ～現状と課題～

I 津山市を取り巻く状況	
1 津山市の概要	5
2 人口	6
3 少子・高齢化、核家族化の進行	6
4 産業構造・雇用形態等の変化	7
5 情報化への対応	7
6 環境問題・資源エネルギー問題	8
7 グローバル化の進展	8
8 価値観や生活様式の多様化	9
II 津山市の教育の現状と課題	
1 就学前教育	
(1) 幼児教育を取り巻く情勢	10
(2) 安全・安心の環境づくり	10
2 学校	
(1) 学校数・児童生徒数の状況	11
(2) 確かな学力の向上	11
(3) 豊かな心の育成をめぐる状況	13
(4) 健やかな体の育成と食育の推進	13
(5) 特別な支援を要する教育	15
(6) 開かれた学校づくり	15
(7) 安全・安心の学校づくり	16
3 家 庭	
(1) 家庭の教育力等	17
(2) 生活習慣	18
4 地域社会	
(1) 地域での子どもたちの活動	19
(2) 青少年を取り巻く状況	19
(3) 生涯学習	20
(4) スポーツ活動	21
(5) 芸術文化の振興、文化財の保存と活用	23
(6) 人権教育	25

第2章 津山市が目指す教育

I 津山市が目指す教育

- 1 教育基本理念 27
- 2 津山市の教育が目指す人づくり 28
- 3 教育基本目標 28

第3章 今後5年間に取り組む施策

I 施策の推進にあたって 31

II 今後5年間に取り組む施策

1 個の確立とつなぐ力を育む（幼児・学校教育）

- (1) 幼児教育の充実
 - ① 教育内容の充実と環境の整備 33
- (2) 義務教育の充実
 - ① 確かな学力の向上 36
 - ② 豊かな心の育成 39
 - ③ 健やかな体の育成 41
 - ④ 特別支援教育の充実 43
 - ⑤ 開かれた学校づくり 45
- (3) 教育環境の充実
 - ① 安全・安心の学校づくり 46
 - ② 安全・安心に配慮した学校給食の充実 48
 - ③ 良好な教育環境の維持・向上 50

2 身近な人々のつなぐ力を育む（家庭・地域教育）

- (1) 青少年の健全育成の推進
 - ① 青少年健全育成の総合的な推進 52
 - ② 相談、支援体制の整備と社会参加の促進 53
- (2) 家庭・地域の教育力の向上
 - ① 学校・家庭・地域が連携した教育の推進 55
 - ② 家庭教育への支援 57
 - ③ 地域資源を活用した学習の推進 58

3 過去から現在、未来へつなぐ力を育む （生涯学習・スポーツ・文化）

- (1) 生涯学習環境の整備
 - ① 生涯学習の推進 60
 - ② 学習情報・機会の提供 61
 - ③ 拠点施設の整備 63
 - ④ 生涯学習成果の活用 65

(2) スポーツ活動の支援と施設の活用	・ ・ ・ ・ ・	67
① 生涯スポーツの振興	・ ・ ・ ・ ・	69
② スポーツ環境の整備	・ ・ ・ ・ ・	70
③ 競技力の向上		
(3) 芸術文化の振興、文化財の保存と活用	・ ・ ・ ・ ・	71
① 市民文化の創造と継承	・ ・ ・ ・ ・	73
② 文化環境の整備	・ ・ ・ ・ ・	75
③ 文化財の保存と活用	・ ・ ・ ・ ・	77
④ 郷土史学習の推進		
第4章 計画の実現に向けて	・ ・ ・ ・ ・	79
I 計画の周知	・ ・ ・ ・ ・	79
II 市民、ボランティア、NPO、企業等との協働	・ ・ ・ ・ ・	79
III 関係部局との連携	・ ・ ・ ・ ・	79
IV 岡山県との連携と学校への支援	・ ・ ・ ・ ・	80
V 進捗状況の点検と計画の見直し	・ ・ ・ ・ ・	80
VI 重点取組の一覧		

参考資料 （資料編 策定経過 検討委員名簿 意見募集）

序 章

津山市教育振興基本計画の策定について

津山市教育振興基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

戦後の教育は、昭和 22 年に制定された教育基本法の下で、教育における機会均等、教育水準の向上が図られてきましたが、制定後半世紀以上が経過する間に、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化したため、様々な課題が生じています。

都市化や核家族化の進行、少子高齢化、グローバル化、高度情報化、環境問題、価値観の多様化等が大きく社会に影響を与え、それらを背景とした人間関係や地域の連帯意識の希薄化は、家庭や地域の教育力低下の大きな要因であると指摘されています。

このような教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえ、新しい時代の教育の基本的な方向性を明らかにすることが求められています。

平成 18 年 12 月に教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、新しい時代の教育理念が示されるとともに、平成 20 年 7 月に国の「教育振興基本計画」が、平成 22 年 2 月には「岡山県教育振興基本計画」が策定され、市町村においても、教育基本法第 17 条第 2 項により、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努めることが規定されました。

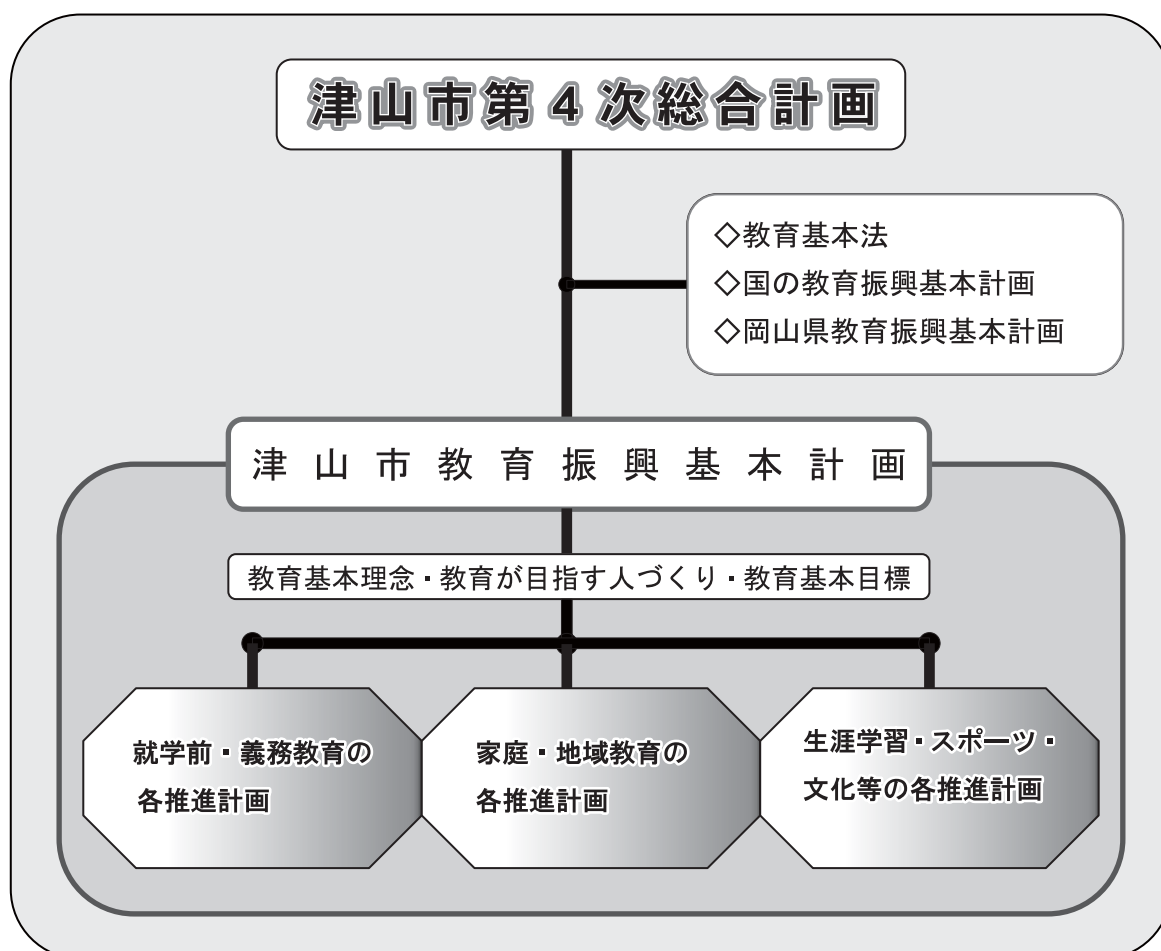
津山市では、津山市第 4 次総合計画(平成 18 年度～平成 27 年度)に基づき、当該年度の教育基本方針等を定め、「教育行政重点施策」を策定し、教育の振興を図っています。子どもたちの学力向上、規範意識や社会性のかん養、いじめ・不登校問題等への対応、体力の向上、特別支援教育の推進等、昨今の多様化した教育課題等に適切な対応に努めています。また、就学前教育、家庭教育、社会教育の分野においては、「津山市公立幼稚園将来計画」、「津山市生涯学習推進計画」、「スポーツ振興基本計画」、「津山市文化振興ビジョン」等の計画を定め、具体的な施策を推進してきました。

このことを踏まえて、今後の我が国を担っていく子どもたちの育成を図り、豊かな自然環境や歴史・文化遺産等の教育資産を活かした津山市ならではの教育施策を推進するため「津山市教育振興基本計画」を策定し、進むべき将来の姿を明らかにして、今後 5 年間に重点的に取り組むべき施策を示すこととします。

2 計画の位置付け

- (1) 教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、津山市が目指す教育の基本理念を概ね 10 年先を見通し、平成 24 年度から 5 年間に取り組む施策の基本的方向等を示すものとします。
- (2) 「岡山県教育振興基本計画」、「津山市第 4 次総合計画」、津山市教育委員会が策定する計画等と整合性を図りながら、教育行政における総合計画とします。

◎ 計画の体系図



3 計画における「教育」の範囲

- (1) 計画は、就学前・義務教育、家庭教育、社会教育の範囲とします。
ただし、県立・私立の学校で行われる教育内容や学校経営等については、各校の独自性から本計画には含んでおりません。
- (2) 乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等、生涯におけるいずれの時期の教育も含みます。
- (3) 教育委員会全般のほか、市長部局が所管する分野・施策の一部を含みます。

4 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化等により、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行うものとします。

5 計画の構成

序 章 津山市教育振興基本計画の策定について

第1章 津山市の教育の姿 ～現状と課題～

- I 津山市を取り巻く状況
- II 津山市の教育の現状と課題

第2章 津山市が目指す教育

- I 津山市が目指す教育
 - 1 教育基本理念
 - 2 津山市の教育が目指す人づくり
 - 3 教育基本目標

第3章 今後5年間に取り組む施策

- I 施策の推進に当たって
- II 今後5年間に取り組む施策の体系
 - 1 個の確立とつなぐ力を育む(幼児・学校教育)
 - 2 身近な人々のつなぐ力を育む(家庭・地域教育)
 - 3 過去から現在、未来へつなぐ力を育む(生涯学習・スポーツ・文化)

第4章 計画の実現に向けて

- I 計画の周知
- II 市民、ボランティア、NPO、企業等との協働
- III 関係部局との連携
- IV 岡山県との連携と学校への支援
- V 進捗状況の点検と計画の見直し
- VI 重点取組の一覧

参考資料(資料編・策定経過・委員名簿・意見募集)

